

奥州市議会運営委員会 会議録

【日 時】令和7年12月16日（火） 8:58～9:12

【場 所】奥州市役所7階 委員会室

【出席委員】小野優委員長 千葉敦副委員長 宮戸直美委員 千葉和彦委員 小野寺満委員
高橋浩委員 千葉康弘委員 廣野富男委員 阿部加代子委員 今野裕文委員
※議長、副議長の出席あり

【欠席委員】なし

【説明者】羽藤総務部長 梅田総務課長

【事務局】鈴木事務局長 千田事務局次長 佐藤事務局副主幹

【次 第】

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 議事日程第7号等について

① 市長提出追加付議事件について（議案8件）

② 議員発議について（発議案3件）

③ 議事日程第7号について

(2) 所管事務調査の閉会中における継続調査の申し出について

議会運営について

(3) その他

例規の制定・改正について

4 その他の事項

5 閉会

【概要】

1 開会

○副委員長（千葉敦君） おはようございます。議会運営委員会を開会します。委員長の挨拶の後、その後委員長が取り進めます。よろしくお願いします。

2 委員長挨拶

○委員長（小野優君） おはようございます。本日は、第4回定例会最終日の運営等について協議してまいります。よろしくお願いします。

3 協議事項

(1) 議事日程第7号等について

○委員長（小野優君） 協議事項に入ります。

(1)議事日程第7号等について、①市長提出追加付議事件について、当局より説明をお願いします。

羽藤総務部長。

○総務部長（羽藤和文君） 資料は、提出議案一覧をご覧いただきたいと思います。

今定例会最終日、本日の追加提案予定議案についてご説明します。議案のみ8件となります。

まず、議案第18号、奥州市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正です。

これは、市の一般職、特別職、会計年度任用職員の給料月額、各種手当の支給割合を改定するため、関係条例を改正するものです。

続いて、議案第19号、一般会計補正予算第9号、4億561万3,000円の増額です。

歳出の主な内容は、人勧等に伴う給与費の増、いわゆる福祉灯油、物価高騰対応重点支援関連、その他にも、メイプル東館のエレベーターの修繕、天皇誕生日セレブション参加経費などです。

以降については、いずれも人勧による給与改定に伴うものとなります。

補正額は記載のとおりですので説明は割愛しますが、議案第20号は国保、議案第21号は後期高齢者、議案第22号は介護保険、議案第23号は水道、議案第24号は下水道、議案第25号は病院の各会計の補正予算となります。

説明は以上です。

○委員長（小野優君） 説明ありがとうございました。

質問等ありますでしょうか。

< 「質問等なし」 >

○委員長（小野優君） なければここまでといたします。

説明者退席のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（小野優君） 再開します。

②議員発議について、③議事日程第7号について、一括して説明をお願いします。

鈴木事務局長。

○鈴木事務局長 以降について事務局からご説明いたします。

②議員発議について、今回は3件の議員発議を行います。

3ページをご覧ください。

1件目は、発議案第38号、奥州市議会議員政治倫理条例の制定について、この条例は、11月7日開催の議会運営委員会で協議いただいた案件で、議員の政治倫理のより一層の向上を図るとともに、市民に信頼される市議会づくりを進めるため定めるものです。

なお、条例の詳細については、割愛します。

続いて、9ページをご覧ください。

2件目は、発議案第39号、さらなる産前産後サービスの充実に関する政策提言書提出に関する決議です。

12月8日に開催されました全員協議会で協議いただいた案件で、教育厚生常任委員会から議長に提出され、これを議会として、政策提言するものでございます。

なお、この決議文の詳細については、割愛いたします。

11ページをご覧ください。

3件目は、発議案第40号、奥州市のごみ減量施策に関する政策提言書提出に関する決議です。

これも同じく12月8日に開催されました全員協議会で協議いただいた案件で、建設環境常任委員会から議長に提出され、これを議会として、政策提言するものです。

なお、決議文の詳細につきましては、割愛いたします。

以上、発議案3件についてお諮りいたします。

続きまして、③議事日程第7号についてご説明いたします。

13ページをご覧ください。

日程第1、諸般の報告は、市長から議案8件の追加送付を受けたこと、発議案3件の提出があつた旨の議長報告と各委員長報告です。

総務常任委員会が行政視察及び所管事務調査を、教育厚生常任委員会、産業経済常任委員会及び議会運営委員会が行政視察を行いましたので、それぞれの委員長からご報告をいただきます。

日程第2、発議案第38号から日程第4、発議案第40号は、先ほど②でご説明したとおりです。

日程第5、議案第18号は、条例の一部改正。日程第6、議案第19号から日程第12、議案第25号は、令和7年度一般会計等の補正予算7件です。

日程第13、議員派遣についてです。

日程第14、所管事務調査の閉会中における継続調査の申し出については、すべての常任委員会から申し出がなされております。

また、議会運営委員会といたしましても、閉会中継続調査を申し出ることについてこの後ご協議いただきます。

最後に、記載はございませんが、閉会前に暫時休憩を入れまして、発議案第39号、第40号で決議されました政策提言書を提出するセレモニーを議場にて行います。議長、教育厚生常任委員会委員長及び建設環境常任委員会委員長から市長に対して提出をお願いいたします。

議事日程がすべて終了しましたら、今期定例会は閉会となります。

以上、議事日程第7号により、本日の議事を進めることについてお諮りいたします。

よろしくお願ひいたします。

○委員長（小野優君） 説明ありがとうございました。

議員発議について及び議事日程第7号について、質問等ありますでしょうか。

＜「質問等なし」＞

○委員長（小野優君） このように進めてまいります。よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

（2）所管事務調査の閉会中における継続調査の申し出について

○委員長（小野優君） 協議事項（2）、所管事務調査の閉会中における継続調査の申し出について、事務局より説明をお願いします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 説明させていただきます。資料は、14ページです。

事務局長から説明がありましたとおり、閉会中の調査申し出で、議会運営委員会の内容となります。議会運営委員会として、閉会中の継続調査について、奥州市議会会議規則第11条の規定により、議長に申し出るものです。

内容は、前回と同じく、議会運営についてです。

以上です。

○委員長（小野優君） 説明ありがとうございました。

このように継続調査を申し出ることについてご異議等ありますでしょうか。

＜「意見等なし」＞

○委員長（小野優君） なければ、このように申し出させていただきます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

### （3）その他 例規の制定・改正について

○委員長（小野優君） 続いて、（3）その他です。まず、皆様から何かありますでしょうか。

なければ、事務局お願いします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 例規の制定・改正について説明します。

2件、順を追って説明します。

本日のサイドブックスのフォルダに、資料として、議会政治倫理条例施行規程（案）で保存しています。

先ほど事務局長から、本日、奥州市議会議員政治倫理条例の制定についてが、発議案として提案されるとの説明がありました。

この条例が可決されました後は、公布され、施行されます。この条例の施行に関し必要な事項を定めるため、本件規程を制定しようとするものであります。

なお、読み上げは、割愛させていただきますので、それぞれお持ち帰りいただきまして確認をいただきたいと思います。

そしてお願いですけれども、内容を確認いただきまして、意見、修正点等ある場合は、1月8日の全員協議会の日までに、各委員から事務局宛にお寄せいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

いただいた意見をもとに修正をしまして、1月16日に議会運営委員会が予定されておりますけれども、その場で確定をしまして、条例の施行期日と合わせる形で、2月1日に施行するスケジュールで臨みたいと考えているものです。

なお、規程の内容は、あくまでも手続的な部分、様式等を定める内容となっておりますので、ご確認をいただければと思います。

それから、2点目、議会個人情報保護条例施行規程の一部改正について、資料の保存をさせていただいております。

これは、昨年度も1度改正を行っている規程ですが、先般、全国市議会議長会から、この内容の規程を定めている議会においては改正が必要であるとの通知がありました。

内容としては、本人確認書類としてこれまで住民基本台帳カード、いわゆる住基カードが使用できたんですけども、すべての住基カードの使用期限が今年末をもって満了するため、本人確認書類としては使えなくなります。については、様式で住基カードを本人確認書類として規定している場合は、その規定を削る必要があるとの通知があつたものです。

通知では、改正規程の施行日は、執行機関と協議の上、判断してくださいとの内容でしたので、市当局に相談しましたところ、年内に改正事務を行い、令和8年1月1日施行とするよう連絡が

ありましたので、それに従う形でこの改正案を作成したものです。

ご確認をいただければと思いますし、この内容で最終的には議長決裁で、令和8年1月1日施行で事務を進めてまいりますので、ご承知おきをお願いしたいという説明となります。

以上です。

○委員長（小野優君） 今説明がありました施行規程が2つ、制定と一部改正について、質問等ありますでしょうか。

なければ、政治倫理条例の施行規程に関してもし何かご意見等あれば、1月8日までということでしたし、個人情報保護の規程に関しては、あとはこのとおり進めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。

協議事項のその他は終了します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

4 その他

○委員長（小野優君） それ以外のその他について、皆様から何かありますでしょうか。

なければ事務局お願ひします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 その他の欄に記載がありますとおり、1月16日に臨時会が開催される見通しで進んでいます。正式には1週間前の招集告示によってしか確定しない部分がありますが、その告示がされれば、伴って、議会運営委員会が臨時会の日の午前9時から開催されることになりますので、参考をお願いします。

以上です。

○委員長（小野優君） ということでよろしくお願ひします。

それでは、ほかに何もないようでしたならば、ここで委員会を閉じさせていただきます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

#### 5 閉会

○副委員長（千葉敦君） 大変お疲れ様でした。これをもちまして議会運営委員会を閉会します。